

第 15 号議案

東京都台東区行政手続条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）等の改正に伴い、公示の方法等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区行政手続条例等の一部を改正する条例

(東京都台東区行政手続条例の一部改正)

第1条 東京都台東区行政手続条例（平成9年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(東京都台東区特別区税条例の一部改正)

第2条 東京都台東区特別区税条例（昭和39年12月台東区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第15条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(東京都台東区後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 東京都台東区後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和8年5月21日から、第2条及び第3条の規定は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「第12号施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の東京都台東区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の東京都台東区特別区税条例第6条の規定及び第3条の規定による改正後の東京都台東区後期高

齢者医療に関する条例第7条の規定は、第12号施行日以後にする公示送達について適用し、第12号施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。